

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示事項)

2025 年 2 月 21 日

東京瓦斯株式会社

2025年2月21日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 笹山 晋一

東京瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割会社とし、東京ガスiネット株式会社（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して、当社に対して一切の対価の交付をいたしません。当社は、本吸収分割の効力発生時点において承継会社の全株式を所有していることから、当社はこれを相当であると判断いたしました。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項についての定め

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 承継会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(i) 自己株式の取得

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2024年9月9日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 11,558,300株 |
| ③ 株式の取得価格の総額 | 39,999,847,800円 |
| ④ 取得期間 | 2024年5月7日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(ii) 自己株式の消却

当社は、2024年9月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式の消却することを決議し、以下の通り実施しております。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 消却する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 消却する株式の総数 | 11,558,300株（消却前の発行済株式の総数に対する割合2.9%） |
| ③ 消却日 | 2024年10月18日 |

(iii) 自己株式の取得

当社は、2024年10月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり、自己の株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2025年1月24日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 9,209,700株 |
| ③ 株式の取得価格の総額 | 39,999,788,400株 |
| ④ 取得期間 | 2024年11月18日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(iv) 自己株式の取得

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議しました。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 14百万株（上限とする、発行済株式総数に対する割合3.6%） |
| ③ 株式の取得価格の総額 | 40,000百万円（上限とする） |
| ④ 取得する期間 | 2025年2月5日～2025年3月31日 |

⑤ 取得方法

東京証券取引所における市場買付

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収分割を行うにあたり、効力発生日以後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断しました。

記

- (1) 当社の最終事業年度の末日（2024年3月31日）以降本日までの間、当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日までに当社の資産及び負債の額が変動すること、及び本吸収分割により当社の資産及び負債の額が変動することを考慮しても効力発生日において当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。
- (2) 承継会社の最終事業年度の末日（2024年3月31日）以降本日までの間、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日までに承継会社の資産及び負債の額が変動すること、及び本吸収分割により承継会社の資産及び負債の額が変動することを考慮しても効力発生日において承継会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。
- (3) 以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社及び承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙1
吸収分割契約の内容



吸 収 分 割 契 約 書



東京瓦斯株式会社
東京ガス i ネット株式会社



吸収分割契約書

東京瓦斯株式会社（以下「甲」という）と東京ガス i ネット株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （目的）

甲は、効力発生日（第8条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲が所有する IT・通信インフラに関する設備（ソフトウェア含む）及び当該設備の管理事業（以下「本件事業」という）に関し、本契約第6条第1項に規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下、「本件分割」という）。

第2条 （分割当事会社の商号及び住所）

本件分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社は次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：東京瓦斯株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：東京ガス i ネット株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

第3条 （本件吸収分割に際して交付する金銭等）

本件分割に際して、乙は甲に対し、本件分割により承継する権利義務の対価（株式、金銭、その他の財産）を交付しないものとする。

第4条 （減少すべき甲の資本金及び準備金等）

本件分割により減少する甲の株主資本の額は次のとおりとする。

(1) 資本金 : 0円

(2) 資本準備金 : 0円

(3) その他資本剰余金 : 0円

(4) 利益準備金 : 0円

(5) その他利益剰余金：株主資本等変動額（第6条に定める資産から負債を減じた額）

第5条 （増加すべき乙の資本金及び準備金等）

本件分割により増加する乙の株主資本の額は次のとおりとする。

(1) 資本金 : 0円

(2) 資本準備金 : 0円

- (3)その他資本剰余金：0円
- (4)利益準備金：0円
- (5)その他利益剰余金：株主資本等変動額（第6条に定める資産から負債を減じた額）

第6条（本件分割により承継する権利義務）

1. 甲は、本件分割により、甲が本件事業に関して有する資産及びその他権利義務のうち、別紙「承継権利義務明細表」に定める資産及びその他権利義務を、効力発生日において乙に承継する。
2. 別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産の評価は、2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。
3. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第7条（分割手続き）

甲は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割の方法、乙は、同法第796条第1項に基づく略式吸収分割の方法により、それぞれ株主総会の承認を得ずに本件分割の手続きを行う。

第8条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2025年4月1日とする。但し、本件分割手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第9条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について競業禁止義務を負わない。

第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財政状態または経営状態に重大な変更が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事象が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、それぞれ1通を保

有する。

2024年12月24日

分割会社：

東京都港区海岸一丁目5番20号

東京瓦斯株式会社

代表執行役社長 笹山 晋



承継会社：

東京都港区海岸一丁目5番20号

東京ガスiネット株式会社

代表取締役社長執行役員 遠藤 謙



(別紙)

承継権利義務明細表

甲が本件分割により乙に承継する資産及びその他権利義務（以下「承継権利義務」という）は、以下のとおりとする。但し、別段の定めがなされているものについてはその定めに従うものとする。

1. 承継する資産

本件事業に係る流動資産及び固定資産であり、以下のものをいう。

- ・ 幕張ビル、浜松町本社に設置している通信機器およびホスト・サーバー等のデバイス
- ・ 東京ガスおよびその子会社の入居している建物またはフロア間を接続するネットワーク回線および通信機器
- ・ 外部接続に関する設備
- ・ 東京ガスおよびその子会社の入居している建物またはフロアで使用する固定電話関連設備
- ・ 東京ガスおよびその子会社の一部の役職員が使用する OA 端末
- ・ 上記に関連するソフトウェア、付随設備

但し、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する資産を除く。

2. 承継する契約上の地位及び権利義務

本件事業に関して甲が締結したリース契約、保守契約、サービス契約、ライセンス契約及びその契約に係る一切の契約上の地位及び契約に付随する権利義務。但し、契約上必要となる相手方の同意が得られない契約の権利義務を除く。

3. 承継する権利義務から除外される権利義務

甲の本件事業に従事する甲の従業員との雇用契約

4. その他

承継権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（当該承継により甲または乙において想定外の損失が生じることが判明したもの及び当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したものを含む）については、必要に応じて甲及び乙が協議のうえ、承継権利義務から除外することができる。

以上

別紙 2

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 37 期
計 算 書 類

〔 2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで 〕

東 京 ガ ス i ネ ッ ト 株 式 会 社

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,881,372	流動負債	6,075,750
現金及び預金	37,786	買掛金	3,825,872
売掛金	6,794,177	契約負債	29,574
契約資産	417,304	リース債務	251,714
未成システム支出金	364,601	未払金	146,174
貯蔵品	38,644	未払費用	276,544
前渡金	4,069	未払法人税等	206,527
前払費用	1,180,730	未払事業所税	23,742
短期貸付金	2,040,603	未払消費税等	359,739
未収入金	1,196	預り金	271,582
その他流動資産	2,255	賞与引当金	681,225
固定資産	1,564,824	受注損失引当金	3,050
有形固定資産	754,925	固定負債	2,633,777
建物	68,449	リース債務	308,830
工具器具備品	177,996	長期未払金	2,672
リース資産	508,480	退職給付引当金	2,259,873
無形固定資産	389,093	資産除去債務	62,400
商標権	1,298	負債合計	8,709,527
ソフトウェア	373,381	(純資産の部)	
電話加入権	8,994	株主資本	3,736,669
ソフトウェア仮勘定	5,420	資本金	400,000
投資その他の資産	420,804	資本剰余金	592,052
関係会社株式	4,300	資本準備金	37,840
長期前払費用	218,392	その他資本剰余金	554,212
敷金	93,928	利益剰余金	2,744,617
繰延税金資産	101,821	利益準備金	62,160
その他投資	2,362	その他利益剰余金	2,682,457
		繰越利益剰余金	2,682,457
		純資産合計	3,736,669
資産合計	12,446,197	負債・純資産合計	12,446,197

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		31,142,858
売 上 原 価		28,383,819
売 上 総 利 益		2,759,039
販売費及び一般管理費		1,746,098
営 業 利 益		1,012,940
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	836	
受 取 配 当 金	11,407	
雑 収 入	4,422	16,665
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,211	
固 定 資 産 除 却 損	28,866	
雑 支 出	20,897	50,975
経 常 利 益		978,631
税 引 前 当 期 純 利 益		978,631
法人税、住民税及び事業税	153,722	
法人税等調整額	1,408	155,130
当 期 純 利 益		823,501

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	400,000	37,840	554,212	592,052	62,160	1,858,956	1,921,116	2,913,168	2,913,168
当期変動額									
当期純利益						823,501	823,501	823,501	823,501
当期変動額合計						823,501	823,501	823,501	823,501
当期末残高	400,000	37,840	554,212	592,052	62,160	2,682,457	2,744,617	3,736,669	3,736,669

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準および評価方法は、次のとおりであります。
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
未成システム支出金……………個別法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェアのうち自社利用分については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能な見込み有効期間（3年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金は従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期の負担相当額を計上しております。
 - (2) 受注損失引当金は当期末における手持受注案件のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準
ハードウェア等の商品の販売に係る収益は、顧客との売買契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
保守サービス及び維持管理サービスに係る収益は、主にソフトウェア及びハードウェア等の保守であり、顧客との保守契約や維持管理契約に基づいてこれらのサービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約・維持管理契約は、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり定額で収益を認識しております。
システム開発及びインフラ構築に係る収益は、主に受注制作のソフトウェアであり、開発期間の長い契約については進捗度を見積り、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識し、開発期間の短い契約については「収益認識に関する会計基準の適用指針（第95項）」の代替的な取り扱いに基づき完全に履行義務を充足した一時点で収益を認識しております。
当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

【収益認識に関する注記】

1. 収益の分解

当社は、東京ガスグループ向けにさまざまな情報サービス事業を営んでおり、本事業の主な財又はサービスの種類は、システム開発、インフラ構築、IT サービス及び保守サービスであります。

また、各財又はサービスの売上高は、システム開発・インフラ構築で12,348百万円、保守サービスで17,060百万円、IT サービスで1,733百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,779,560千円

2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	7,623,832千円
短期金銭債務	5,062千円

3. 未成システム支出金及び受注損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる受注製作のソフトウェアに係る未成システム支出金と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる受注製作のソフトウェアに係る未成システム支出金のうち、受注損失引当金に対応する金額は297千円であります。

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高		
	売上高	26,296,776千円
	仕入高	1,490,950千円
営業取引以外の取引による取引高		31,166千円

2. 売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額 3,050千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当期末における発行済株式の数（普通株式） 9,600株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

金銭による配当金支払額
該当なし

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの
該当なし

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、返納給付引当金と賞与引当金であります。

なお、評価性引当額は、902,268千円であります。

また、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務であります。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用・資金調達については東京ガスグループのキャッシュ・マネジメント・システムを主に利用しており、また手元流動資金については短期的な預金で運用しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、経理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、関係会社株式は非上場株式であります。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期貸付金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(表1) (単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) リース債務	(560,545)	(558,620)	1,924

(*)負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額4,300千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、市場価格のない株式は、上記(表1)には記載していません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,347,099千円
勤務費用	95,739千円
利息費用	5,957千円
数理計算上の差異の発生額	7,907千円
退職給付の支払額	▲93,617千円
退職給付債務の期末残高	2,363,087千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	2,363,087千円
未認識数理計算上の差異	▲103,213千円
退職給付引当金	2,259,873千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用は、出向者に係る出向先負担額を控除しております。

勤務費用	92,581千円
利息費用	5,957千円
数理計算上の差異の費用処理額	24,739千円
確定給付制度に係る退職給付費用	123,278千円

(4) 数値計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数値計算上の計算基礎

割引率 0.254%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、117,253千円であります。

【資産除去債務に関する注記】

当社は事業所として建物賃貸借契約を締結しておりますが、賃貸借終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。使用見込期間に基づく資産除去債務の見積りにあたり、割引を行わない影響が軽微であるため割引計算は行っておりません。

当期において東京ガス浜松町ビルへの本社移転が実施され、日本生命浜松町クレアタワービル内に有していた設備の除却を行いました。

当期における資産除去債務総額の残高推移

期首残高	63,895千円
資産除去債務の履行による減少額	▲1,495千円
期末残高	62,400千円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	東京ガス興	被所有 直接100%	当社が行うソフトウェア開発・ 情報サービス等の得意先および CMS取引	ソフトウェア開発 維持管理等(注1)	26,296,776	売掛金	5,563,228
						契約資産	289,324
				資金の貸借(注2)	-	短期貸付金	2,040,603

2. 兄弟会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
兄弟会社	東京ガスネットワーク興	なし	当社が行うソフトウェア開発・ 情報サービス等の得意先	ソフトウェア開発 維持管理等(注1)	4,296,661	売掛金	1,117,254
						契約資産	127,960

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸借取引は、キャッシュ・マネジメント・システム(CMS)によるものであります。

CMSを用いた資金の貸借取引について、取引金額を集計することは実務上困難であり残高が随時変更するため、期末残高のみを記載しております。なお金利については、市場金利を勘案し利率を決定しており、担保の受入は行っておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	389,236円44銭
2. 1株当たり当期純利益	85,781円36銭

以上のとおりであります。

2024年4月30日

東京ガス i ネット株式会社
代表取締役社長執行役員 遠藤 陽 ㊞

第 37 期
事 業 報 告

〔2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで〕

東 京 ガ ス i ネ ッ ト 株 式 会 社

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症からの回復を背景に活性化しており、企業収益や個人消費活動が回復しています。一方、世界的な金融引き締めによる円安や中国経済の先行き不透明性、原材料・エネルギー価格の上昇などの要素により、経済に与える影響を引き続き注視する必要があります。

情報サービス産業においては、DX（デジタルトランスフォーメーション）の潮流に対応するためのシステム投資の需要が増加しており、DX 技術を活用した業務プロセスやビジネスモデルの変革が求められています。

このような環境の中で当社は、検針票電子化プロジェクトなど多くの重要案件について、予定通りの稼働開始あるいは計画通りの進捗を実現しました。稼働開始した案件はいずれも安定稼働しております。また、『業務・IT 都市計画』の進捗状況を東京ガスの経営会議で定例報告化することにし、更に東京ガスの経営に対して当社を『管理部門のない子会社化』とすること、および3つの重点施策「IT 購買機能移管」「IT 資産移管」「IT 推進体制役割拡大」を推進することについて上程し、承認を得て具体的な検討を開始しました。

当期における売上高は311億42百万円となり、対前期比23億10百万円(8.0%)の増加となりました。また、売上原価については283億83百万円となり、対前期比14億95百万円(5.6%)の増加となりました。

販売費および一般管理費については、採用・育成の強化、組織検討および社内システム関連費用増により17億46百万円となり、対前期比2億32百万円(15.3%)の増加となりました。

以上の結果、営業利益は10億12百万円、対前期比5億82百万円の増加となり、営業外損益を加減した経常利益は9億78百万円、対前期比5億59百万円の増加となりました。

当期は特別損益の計上がなかったため、当期の税引前当期純利益は経常利益と同額の9億78百万円となり、対前期比5億59百万円の増加となりました。

当期は課税所得増加に伴い法人税計上額が増加したため、当期の税引後当期純利益は8億23百万円となり、対前期比3億63百万円の増加となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、2億84百万円であります。主な投資の内容は、サービス提供用ソフトウェア1億57百万円、自社利用ソフトウェア90百万円、コンピュータ機器等22百万円、採用人財育成関連7百万円、人事処遇制度関連2百万円、本社移転1百万円、その他2百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、当社および東京ガスグループの財務体質を強化し、金融費用の抑制を図るためにキャッシュ・マネジメント・システムを利用しております。なお、当期末の貸付金残高は20億40百万円であります。

(4) 対処すべき課題

2024年度よりiネットは「管理部門のない子会社」となり、TG・各子会社の唯一のIT企業としてTGグループ全体の価値創出に貢献することとなりました。

2024年度は、iネット変革の年と位置付け、1. 管理部門のない子会社化（社内の意識改革とTGグループとの信頼関係構築）、2. TGグループ視点でのIT最適化（業務・IT都市計画の確実な実行）、3. 開発アジリティ向上（ビジネスアジリティの実現可能なシステム開発プロセス・体制の構築）、4. 質・量ともに十分な人財リソース確保（IT人財の確保・育成を実現）を実施してまいります。

1) 管理部門のない子会社化（社内の意識改革とTGグループとの信頼関係構築）

- ① iネット内の意識改革（組織風土改革、はじカタマインドの醸成）
 - ・「はじカタ」及びそれを支える思考・行動の浸透・定着
 - ・ありがたい組織風土の実現 コミュニケーションの充実策の取り組み 等
- ② アカウント機能の強化
- ③ 新たなグループITガバナンスの定着
 - ・TG予算策定と執行の見直し
 - ・コストの見える化と受益者負担の適正化
 - ・TGグループ全体ガバナンス

2) TGグループ視点でのIT最適化（業務・IT都市計画の確実な実行）

- ① 重要施策・案件の確実な推進
 - ・Kraken/Kraken Flex 対応、受付・F革新PJ、払込書・検針票有償化、GP料金政策、EAGLE24 リニューアル、次期経理・資材S、脱FCP、GALILEOクラウド移行、共同利用センター基盤強化、電話交換設備更新等の着実な実施
- ② 業務・IT都市計画の適切な運用（ローリング）
- ③ システム価値の見える化 IT投資優先順位付け
- ④ 全社視点でのIT適正化（iネットへのIT資産の移管）
- ⑤ ECRS・業務改革提案の主導、TGスタッフ業務改革、間接業務・システムのグループ共通化・標準化
 - ・ECRSプロセスの徹底
 - ・業務改革の主導
 - ・TGスタッフ業務改革
 - ・層別会計システム(松)の共通基盤整備
 - ・層別会計システム(竹・梅)の共通基盤整備
 - ・人事システムの共通基盤整備
 - ・資材領域の共通基盤整備
 - ・コーポレート改革
- ⑥ システムのモダナイズ加速
 - ・システム共通の設計思想の明文化
 - ・業務共通サービスの活用
 - ・データ連携のモダナイズ
 - ・ビジネス変化の激しい領域のサービス分割
 - ・次期NWガバナンス方式の検討
- ⑦ サイバーセキュリティ対策の強化
 - ・インシデント発生時の対応迅速化、事前事後対策強化
 - ・ゼロトラ化

3) 開発アジリティ向上

(ビジネスアジリティの実現可能なシステム開発プロセス・体制の構築)

- ① 社内案件・リソース管理の強化 (全社 PgMO)
- ② 維持管理構造改革
- ③ 開発・運用プロセスの進化、EOS 対応の効率化、新たな IT・デジタル技術の積極的な探索・提案・適用
 - ・アジャイル
 - ・EOS 対応の効率化
 - ・デジタル技術の積極的な探索・提案・適用
- ④ QCD・安定稼働の確保、情報セキュリティの確保
 - ・QCD・安定稼働の確保
 - ・情報セキュリティの確保
- ⑤ IT 監理プロセス (IT レビュー等)・購買プロセス・情報セキュリティ審査プロセスの効率化・迅速化
 - ・カテゴリ・チェックリスト多様化
 - ・評価の手順効率化、評価の自動化等
 - ・IT レビュー・QMS 見直し等
 - ・購買プロセス
 - ・情報セキュリティ審査プロセス
- ⑥ コアパートナー戦略の深化、経営管理強化、i ネット社内スタッフ業務改革
 - ・コアパートナー戦略の深化
 - ・経営管理強化
 - ・i ネット社内スタッフ業務改革

4) 質・量ともに十分な人財リソース確保

- ① スペシャリスト組織(マトリクス組織)の導入、人財確保・育成・供出
 - ・スペシャリスト組織(マトリクス組織)
 - ・職種別研修の拡充
 - ・DX 人財育成
 - ・社員数の拡大
 - ・TG グループ IT 人財の適正配置
 - ・究め込み・切り拓きを通じたリソースシフト
- ② IT 人財のタレントマネジメント
 - ・人財育成
 - ・適正配置

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 34 期 (2020 年度)	第 35 期 (2021 年度)	第 36 期 (2022 年度)	第 37 期 (2023 年度)
売 上 高	45,831 百万円	30,986 百万円	28,832 百万円	31,142 百万円
経 常 利 益	243 百万円	▲282 百万円	418 百万円	978 百万円
当 期 純 利 益	129 百万円	▲891 百万円	460 百万円	823 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	13,510 円 62 銭	▲92,878 円 93 銭	47,958 円 38 銭	85,781 円 36 銭
総 資 産	15,552 百万円	9,607 百万円	11,078 百万円	12,446 百万円
純 資 産	3,640 百万円	2,452 百万円	2,913 百万円	3,736 百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	379,183 円 36 銭	255,496 円 69 銭	303,455 円 08 銭	389,236 円 44 銭

(6) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東京ガス株式会社	1,418 億 44 百万円	100%	都市ガス事業

② 親会社との間の取引に関する事項

i. 取引の内容

当社は親会社に対してソフトウェアの開発および維持管理等の情報サービスを提供しております。

ii. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

iii. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社の取締役会は、当該取引が第三者との通常の取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害しないと判断しております。

(7) 主要な事業内容

- ① コンピュータを利用した情報処理、情報提供、情報通信サービスおよびそれらに関するコンサルティング
- ② コンピュータのソフトウェア開発
- ③ コンピュータ、その周辺機器、通信機器およびソフトウェアパッケージの販売ならびに賃貸
- ④ コンピュータ、その周辺機器および通信機器の設置、運営、保守ならびに維持管理
- ⑤ 電気工事および電気通信工事に関する設計、施工ならびに工事監理
- ⑥ コンピュータによる情報処理に関する教育
- ⑦ ①から⑥に付帯または関連する一切の事業

(8) 主要な営業所

- ① 本 社 (東京都港区)
② 事 業 所

名 称	所 在 地
幕張事業所	千葉市美浜区
新宿事業所	東京都新宿区

(9) 使用人の状況

使用人の数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
754名 (-25名)	41.3歳	13.9年

(注)使用人の数は、当社から東京ガスグループへの出向者を除き、東京ガスから当社への出向者を含む就業人員を記載しております。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 35,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 9,600株
(3) 株主数 1名
(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
東京ガス株式会社	9,600株	100%

3 会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
嶋谷 あゆみ	代表取締役社長執行役員 (業務全般)	東京ガス㈱常務執行役員
遠 藤 陽	代表取締役副社長執行役員 (社長執行役員補佐)	東京ガス㈱執行役員
古 橋 裕 崇	取締役常務執行役員 (企画部、人事・総務部担当)	
渡 邊 裕 一	取締役常務執行役員 (ガバナンス部担当)	
権 田 浩 教	取締役常務執行役員 (導管ソリューション部、アジャイル開発部、維持管理構造改革プロジェクト部、業務・IT都市計画推進室担当)	

岸 澤 剛	取締役	東京ガス㈱DX推進部 部長
佐 近 眞	監査役	鷹宮ガス㈱監査役、㈱ティージー・e プロテック監査役、東京ガスライフバル千葉㈱監査役

(注 1) 当期中に退任した取締役は、次のとおりであります。

取締役常務執行役員 渡 邊 裕 一 (令和6年3月31日)

(注 2) 令和6年4月1日開催の臨時株主総会終結をもって就任する取締役は、次のとおりであります。

取締役常務執行役員 澤 田 和 昌

4 会計監査人の状況

会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

以下の記載は、令和5年3月22日開催の取締役会で決議し、同年4月1日付で改定された当社の「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針」に基づくものです。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制
 - i. 東京ガスグループにおけるコンプライアンス体制の基盤として定められた「私たちの行動基準」を遵守する。
 - ii. 取締役会は、取締役会規則に基づき、「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針」を決定する。
 - iii. 取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制を整備する役割と責任を負う。
 - iv. 取締役は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
 - v. 取締役の職務執行に対し、監査役が監査役監査基準に基づき監査する体制を整備する。
 - vi. コンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、社内各部門におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス事務局を設置する。また、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口として、社内「コンプライアンス相談窓口」を設置し、「東京ガスコンプライアンス相談窓口」と共に社内に周知する。
 - vii. 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。

- viii. 東京ガスのインサイダー取引防止および情報開示に関する定めに従い、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報について、文書取扱規則および情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を3ヶ月に1回以上開催する。なお、取締役会付議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に関わる重要事項については、役付執行役員、総務担当部長および企画担当部長をもって構成する常務会において審議する。
 - ii. 取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程、業務分掌規程、職責権限規程において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
 - iii. 代表取締役は、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
 - iv. 取締役会は、中期経営計画・単年度経営計画や事業戦略の策定、それに基づく主要経営目標の設定、及び進捗についての定期的な検証を行うことにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 取締役会は、東京ガス株式会社が定めたリスク統制規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを特定する。また、取締役会は毎年、当該重要リスクを見直す。
 - ii. 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて常務会もしくは取締役会に付議する。
 - iii. 非常災害、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ⑤ 東京ガス株式会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 東京ガスグループの「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則を制定する。また、取締役および監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
 - ii. 東京ガス株式会社が定めた子会社管理規則に従い、株主権行使に関する事項等重要事項については、同社の承認を受け、または報告等を行う。
 - iii. 東京ガス株式会社の管理その他の点が、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、同社コンプライアンス部等適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、取締役および監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
 - iv. 監査役が、東京ガス株式会社監査委員および同社監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な監査を実施し、監査結果を取締役会および代表取締役に報告する体制とする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- i. 監査役の職務の執行に必要な事項に関して、監査役が随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。

- ii. 監査役が随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- iii. 監査役が、会計監査人、東京ガス株式会社監査委員、および同社監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

(2) 運用状況の概要

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制
法令、社内規則および「コンプライアンス指針」等の遵守に関し、当社の社員等から直接、相談・通報を受けることを目的に、人事・総務部内にコンプライアンス相談窓口を設置しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
重要な業務執行の決定またはその監督に係る決裁文書や議事録等については、文書取扱規則および情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧できる状態としております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の経営計画の策定・進捗状況その他の事項等について、取締役会に対して定期的に報告を行っております。なお、当社は、執行役員制度を採用し、社内規程等に則り執行役員に権限を委譲し、効率的な職務執行を行っております。また、執行役員により構成される常務会を原則毎週開催し、審議等を行っております。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
東京ガス株式会社が定めたりスク統制規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを見直し、取締役会で決議しております。なお、令和5年度にリスクが顕在化した事項は発生しておりません。
投資に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて常務会に報告、および取締役会に付議しております。出資、融資および債務保証の案件は発生しておりません。
非常災害、非常事態等の不測の事態に対しては、所定の体制を整備しており、当期は1件の対応を行いました。
- ⑤ 東京ガス株式会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制
東京ガス株式会社が定めた子会社管理規則に従い、株主権行使に関する事項等重要事項については、同社の承認を受け、または報告等を行っております。
東京ガス株式会社の管理その他の点が、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認められる事項は発生しておりません。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
当社の取締役及び使用人は、法令に定めのある事項、監査役から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査役に報告しております。
監査役に対し、取締役会、常務会等の重要な会議へ出席し適法性等の観点から意見を述べる機会、および重要情報を入手できる機会を確保しております。
監査の実効性確保のため、監査役は、会計監査人、東京ガス株式会社監査委員、および同社監査部と連携しております。

以上のとおりであります。

2024年4月30日

東京ガス i ネット株式会社
代表取締役社長執行役員 遠藤 陽 ⑩

独立監査人の監査報告書

東京ガスネット株式会社

第37期

自 2023年4月1日
至 2024年3月31日

有限責任 あずさ監査法人
2024年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

東京ガスiネット株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高野 浩 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京ガスiネット株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2024年5月29日

東京ガス i ネット株式会社
代表取締役社長執行役員 遠藤 陽 殿

東京ガス i ネット株式会社
監査役 佐近 眞

監査報告書の提出について

私は、会社法第381条第1項の規定に基づき第37期事業年度に係る「監査報告書」を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以 上

<別紙>

監査報告書

監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月29日

東京ガス・ネットワーク株式会社

監査役 佐近 眞 